

## 徳島県森林基本情報管理取扱要領

(目的)

第1 地域森林計画の樹立にあたって知事が作成した森林基本情報の管理及び取扱いについては、森林法、同施行令、同施行規則及び関係通知の規定、測量法、徳島県公文書管理条例、徳島県情報公開条例、徳島県個人情報保護条例及び徳島県情報セキュリティポリシーによるほか、この要領によるものとする。

なお、運用にあたっては、森林基本情報が地域森林計画の対象となる民有林が存する市町村など関係機関の協力により作成されていることに留意するものとする。

(森林基本情報の種類及び定義)

第2 この要領において、森林基本情報とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 森林簿

森林GISで管理している森林簿に関する電子媒体

(2) 森林計画図

森林GISで管理している小班に関する電子媒体

(3) 航空レーザ測量データ

レーザ測量による数値地形図データファイル及び微地形表現図等の電子媒体

(4) その他

森林整備事業に必要となるデータ

2 この要領における用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人に関する情報であり、森林簿で管理する氏名、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できる情報等

(2) オープンデータ

県ホームページやG空間情報センター等のウェブサイトで公開する森林基本情報

(3) 閲覧

紙媒体又は電子媒体から出力された印刷物又は図面を閲覧に供すること

(4) 交付

紙媒体又は電子媒体から出力された印刷物又は図面を交付すること

(5) 提供

電子媒体から電子データをコピーし提供すること

(森林基本情報の管理にあたっての基本的事項)

第3 森林基本情報を管理するため、総括管理者を置き、農林水産部林業振興課長をも

って充てる。

- 2 総括管理者は、所管する区域に係る森林基本情報を各農林事務所に配備し、それぞれの長を地域管理者として充てて、担当者を指定する。また、森林基本情報のうち電子データを農林水産部森林土木・保全課及び農林水産総合技術支援センターに配備する。
- 3 総括管理者は、所管する区域に係る森林基本情報のうち電子媒体を市町村に配備する。
- 4 総括管理者は、森林基本情報の適正な管理について、配備先の長を指導するものとする。
- 5 配備を受けた機関の長は、森林基本情報を所定の場所に保管するとともに、毀損又は紛失することのないよう適切に管理しなければならない。
- 6 森林基本情報の取扱い基準については、表1のとおりとする。

表1 森林基本情報の取扱い基準

No.	情報の種類	申請種類	申請先	オープンデータ	
				対象	掲載ウェブサイト
1	森林簿	閲覧・交付・提供	総括管理者・ 地域管理者・ 市町村 (管轄する 地域に限る)	○ ※個人情報除く	G 空間情報センター
2	森林計画図			○ ※個人情報除く	G 空間情報センター
3	航空レーザ 測量データ		総括管理者・ 地域管理者	一部	G 空間情報センター

(個人情報に該当する森林基本情報の利用制限)

第4 森林基本情報のうち個人情報に該当するものは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り閲覧・交付・提供ができるものとする。

- (1) 森林所有者が土地の所在を示す書類（登記簿謄本等）を提示して申請する場合
- (2) 森林所有者から委任を受けた者が、土地の所在を示す書類（登記簿謄本等）と委任状を提示して申請する場合
- (3) 相続等により森林所有者本人以外が、土地の所在を示す書類（登記簿謄本等）と森林所有者との関係性を示す書類を提示して申請する場合
- (4) 「個人情報の保護に関する法律」（平成15 年法律第57 号）第18条第3 項の例外規定に該当する場合

- (5) 「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号)第2条第2項の規定による森林所有者及び受託等により森林所有者に代わって森林の経営を行う者が、森林経営計画の作成のために、申請範囲内において森林経営委託契約を締結し、別に定める徳島県森林基本情報取扱特記事項を遵守し利用する場合
  - (6) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年法律第45号)に基づき認定を受けた事業体(認定事業体)又は「徳島県林業事業体登録要領」に基づき登録された事業体(登録事業体)を対象とし、要件を満たさない場合には継続して林業経営を実施する能力を有することが確認できる事業体が、自己所有森林及び森林所有者等と森林経営委託契約等を締結した森林と同一区域内(市町村森林整備計画で定める区域)あるいは同一林班又は隣接する林班であり、一体的に整備することを相当とする森林のうち、総括管理者又は地域管理者が認める範囲内で、別に定める徳島県森林基本情報取扱特記事項を遵守し利用する場合
  - (7) 行政機関(国、都道府県、市町村、独立行政法人)並びに、試験研究機関及びこれに類する機関から委託を受けて森林の管理を行う者が、委託業務に必要な範囲内で利用する場合
  - (8) 試験研究機関及びこれに類する機関で、当該機関の内部において利用する場合
  - (9) 法令等の規定及び国の機関からの指示等に基づき、行政機関が内部利用する場合
- 2 前項第6号の事業体とは、次の各号に全て該当する場合とする。
- (1) 県の森林計画事務に資する情報提供に積極的に協力できる場合
  - (2) 過去に法令違反等がなく、森林法等関係法令を遵守できる場合
  - (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でない場合

(オープンデータの利用)

第5 県は、森林基本情報の閲覧・交付・提供を希望する者の申請事務等の負担軽減を図るためウェブサイト上へ情報を掲載し、オープンデータの利用を推進する。

2 掲載する森林基本情報は、森林簿、森林計画図、航空レーザ測量データとする。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 個人情報に該当するもの
- (2) 機密情報が含まれるもの
- (3) 個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められないもの
- (4) その他公開することが適当でないもの

3 公開しているデータに不備や誤りがあった場合、県は速やかに修正を行うものとする。

- 4 オープンデータを利用する者は、前項に定める規定や各ウェブサイトにて定める利用規約等に同意の上、利用者の責において利用するものとする。

(森林基本情報の閲覧・交付・提供)

- 第6 オープンデータの利用が困難である等の理由により森林基本情報の閲覧・交付・提供を希望する者は、本要領で定める手続きを行うものとする。なお、閲覧・交付・提供希望の内容が個人情報を含む場合にあっては、第4条の利用制限の範囲内で許可することとする。
- 2 森林基本情報の閲覧・交付・提供を希望する者は、様式第1号により、申請先に提出することとする。なお、個人情報を含まない森林基本情報の閲覧に際しては、申請書の提出は要しないこととする。
- 3 交付・提供にあたっては、必要最低限の事項に限るよう留意するものとし、交付にあたっては必要に応じて下記事項を明示するものとする。

この図表は土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。

年 月 日

徳島県森林基本情報管理者（又は市町村長）

(測量法に基づく申請)

- 第7 航空レーザ測量データについて、測量法第43条に基づく複製や同法第44条に基づく使用の際は、様式第2号に基づき申請先に提出することとする。
- 2 管理者は前項の規定により提出された申請書を審査し、適当と認めたときは、様式第3号により承認するものとする。

(その他)

- 第8 森林基本情報の取扱いは、本要領に基づき行うものとするが、知事が特に認める場合は、この限りではない。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。